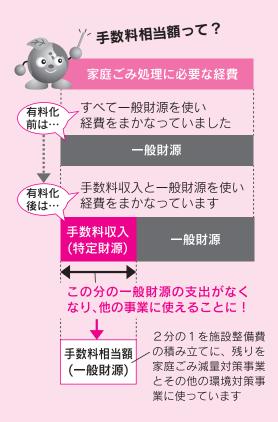
平成28年度決算 家庭ごみ処理手数料相当額編

問い合わせ 環境都市推進課☎(888)5706



市では、市民のみなさんに家庭ごみ処理手数料を負担していただいています。 その手数料収入は、全額を家庭ごみ処理に必要な経費に充て、また、手数料収入と同額の「手数料相当額」について、市の条例でその使い道の範囲を定め、2分の1を施設整備の積み立てに、残りを家庭ごみ減量対策事業とその他の環境対策事業に使っています。

次の世代の負担を減らし、私たちの美 しい環境を未来へ引き継ぐため、今後も ご協力をお願いします。



■右表の各事業詳細は、環境都市推進課 ホームページに掲載しています。

http://www.city.akita.akita.jp/city/ ev/cp/gennryouhp/mieruka.htm

■家庭ごみ処理手数料収入(歳入)…4億5,640万3千円 ■手数料相当額を活用した事業など(歳出)

…4億3,493万3千円

歳入と歳出の差額2,147万円は、後年度の家庭ごみ減量対策事業、その他の環境対策事業に活用します

歳出の内訳(①+②+③)

歳出の内訳(①+②+③)	
①総合環境センターの溶融炉改修などに 備えた基金への積み立て	2億2,820万2千円
②家庭ごみ減量などの対策事業	1億1,008万2千円
ごみ集積所の設置や修繕、被せネットの購入に対する町内会などへの補助	1,042万3千円
コンポスター購入費補助や生ごみ堆肥づくり講座、 食べきりアイデアカフェの開催	202万1千円
資源化物回収を行う町内会などへの奨励金交付	1,419万6千円
資源化物の祝日収集	1,402万4千円
家庭から排出される古紙類回収の促進・支援	2,162万5千円
ごみ減量説明会・キャンペーン、ごみ減量イベント などの開催	1,280万1千円
ごみ集積所のパトロールや不適正排出の現場調査	265万 円
不法投棄防止のパトロールなどの対策	1,558万 円
携帯電話など、使用済みの小型電子機器に含まれ るレアメタルなどの金属の再資源化の促進	258万 円
家庭ごみ処理手数料収納管理、小売登録事業者へ の手数料の徴収事務委託やシステムに係る経費	1,418万2千円
③その他の環境対策事業	9,664万9千円
地球温暖化対策事業	
 住宅用太陽光発電システムや木質ペレットス トーブなどの導入費用補助	2,076万1千円
「再生可能エネルギー(太陽光・風力・地熱・バイオ マス)施設のPRと情報発信	214万5千円
電気・ガスなどのエネルギー使用状況の把握 と、分析による市有施設の効率的な運用	2,548万8千円
市有4施設での省エネルギー設備の導入による 省エネ化と効率的な光熱費削減	816万4千円
未来の秋田らしい暮らし方を考えた取り組み や、事業立案ができる人材を育成するための講 演会や勉強会を実施	32万1千円
エコドライブ実技講習会などによる地球温暖化 対策の推進	239万4千円
防犯灯、道路照明灯、市営住宅共用部照明などのLED化	2,205万1千円
間伐や森林施業への支援、公園の緑地整備による二酸化炭素吸収効果の向上	754万9千円
生活環境の保全に寄与する事業	,
微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析	777万6千円
地域振興基金取り崩し分(歳入と歳出の差額を後年 度の事業費に活用するために積み立てていたもの)	2,209万6千円
市営住宅共用部照明のLED化	691万7千円
家庭から排出される古紙類回収の促進・支援	285万7千円
蛍光管などの水銀含有ごみの分別収集の促進	1,232万2千円

元気なシニア世代をめざして

昨年開催した「ねんりんピック秋田2017」を記念して、市民の健康づくりや介護予防、社会参加の促進につながる取り組みなどをまとめた、「秋田市健康ハンドブック」を、長寿福祉課(市役所2階)、保健予防課(八橋)、各市民サービスセンターで差し上げています。ねんりんピック推進室☎(888)5678

▶ねんりんピック秋田2017について

▶いいあんべぇ体操で口コモ予防 ▶低栄養を予防しましょう

▶お口の機能低下をストップ!(´´ロ腔ケア)

▶高齢者が元気に楽しく過ごすための12のヒント ほか

お口の機能低下をチェック

右の5つのチェックで思いあたる項目がある人は、口腔機能の低下が心配されます。口腔機能の改善をめざしましょう!

	#	年	ij	に	比	べ	7	固	い	も	の	が	食	ベ	. 1.	: <	` <	<	な	つ	た
_			_			_															

- □ お茶や汁物などでむせることがよくある
- □ 口の中の渇きや汚れ、口臭が気になる
- □ むし歯や歯周病がある
- □ 入れ歯の不調に悩んでいる

4月から屋外広告物の安全点検が義務化されます

では、街の美観を維持するとともに、突発的な事故から市民を守るために、「秋田市屋外広告物条例」に基づいて、看板などの屋外広告物設置に関する規制・誘導を行っています。

近年、屋外広告物の落下などによる事故が各地で相次いでいることを受けて、市では事故などを未然に防止するため、昨年12月に同条例の一部を改正しました。これにより、4月1日から屋外広告物の許可を申請する場合は、右記のとおり安全点検を実施し、報告することが必要になります。

店舗や事業所などに屋外広告物を設置している個人や事業者、また、広告主、屋外広告業者のみなさんは、この機会に屋外広告物の点検を行うなど、日常の安全管理に努めていただくようお願いします。

改正の内容 屋外広告物の設置者などは、継続許可申請などの前に屋外広告物の本体・接合部・支持部などの損傷や劣化の状況を管理者などに点検させ、その結果を申請時に報告する責務があります。

屋外広告物の高さ別に点検できる人が異なります 下表の〇印のいずれかの人による点検が必要です

	管理	者による	点検	管理者以外の人による点検						
	資格が	ある人	左記の	資	左記の					
屋外広告 物の高さ	屋外 広告士	建築士	資格が ない人	屋外 広告士	建築士	点検講習 修了者	資格が ない人			
4m超	\bigcirc	0	×	0	0	0	X			
4m以下							X			

■屋外広告物とは

を外広告物法で、「常時または一定の期間、屋外で、公衆に対して表示されるもの」と定義されています。おもに右図の赤い部分にあるように、「屋上広告板」「壁面

広告板」「突出広告板」「袖型看板」「巻付看板」 「野立広告塔」などの種類があります。

問い合わせ・ホームページ

都市計画課 2(888) 5764

http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/kikaku/okugaikoukoku/tenken.htm

